

広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物として廃印刷機及び廃携帯電話用装置を追加することに対する御意見の内容及び御意見に対する環境省の考え方

1. 告示案の内容に対する御意見

御意見の概要	環境省の考え方
<p>広域的な処理の認定制度は、一部の経済力をもって いる者がリサイクルの名目で経済優先の利益活動を行 うだけである。原油や資源高の今は資源リサイクル に目を向けているものの、経済情勢が変われば目も 向けなくなるおそれがある。本来の廃棄物処理は長期 的に安定的に行うことが重要であることから、現行の 一般廃棄物として適正に処理されている方法が最適 である。</p>	<p>広域認定制度は、拡大生産者責任にのっとり、製造 事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の工程 に関与することで、効率的な再生利用等を推進すると ともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進 め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保することを目的 としています。また、認定を行う際は、申請者に対し て確実な廃棄物の処理を求めているところです。頂いた ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
<p>印刷機及び携帯電話用装置特に印刷機の範囲をど こまでのものにするのか、つまり、印刷機と称して、パ ソコン一式等が入る可能性がないのか、又、集めたパ ソコンを確実に国内で処理するのか等、集荷状況と集 荷後の管理に不安を覚える。</p>	<p>廃パーソナルコンピュータは、既に広域認定の対象 としていますが、本件告示内容のほかに廃パーソナル コンピュータも扱う場合には、廃パーソナルコンピュ ータについても別途申請し、認定を受けていただく必要 があります。 また、ご指摘の適正処理に関しては、申請の際に処 理全体の流れについて報告を求め、広域認定の趣旨 に適合するものであるか確認をしているところです。</p>
<p>携帯電話を特例の対象とすることは賛成である。理 由は、携帯電話は既にショップにて回収実績があるこ と、また、希少金属を多く含み広域的に処理が可能と なるなら効率よく資源を再生できるということからであ る。 プリンターは特例の対象とするのは反対である。理 由は、携帯電話やPCのように資源物を多く含んでお らず、排出者に対し、処理負担の軽減にならないこと、 家電4品目のように有害物を含んでいないこと、処理 困難物でもないことなどということからである。それ でも、プリンターを特例の対象とするなら、実際大きい物 ほど取扱いが大変な物であるため、従来通り市町村で の不燃物や粗大ごみとしての処理を認めるべきであ る。</p>	<p>広域認定制度は、拡大生産者責任にのっとり、製造 事業者等自身が自社の製品の再生又は処理の工程 に関わることで、効率的な再生利用等を推進するとと ともに、再生又は処理しやすい製品設計への反映を進 め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保することを目的 としています。本件告示改正はいずれも上記趣旨を 踏まえての改正です。 なお、本件告示改正後、メーカー等からの申請があ れば、これを審査し、認定の可否について判断するこ とになりますが、審査の結果、広域認定の対象となり ましても、メーカー等が認定内容に基づいて回収がで きるとするものであって、市町村が一般廃棄物に対す る処理責任を負うことについては変わりありませんし、 従来どおり市町村における処理も当然認められるもの です。</p>

2. その他の御意見

<p>現在の廃印刷機及び廃携帯電話用装置の処理方法 について、一般廃棄物として適正に処理されているも の以外にも、一般廃棄物にもかかわらず産業廃棄物と して違法に処理されているものや製造販売メーカーに よってリサイクル名目で引取りされているものがあり、 まずは違法行為を行っている処理を正すべきである。</p>	<p>廃棄物処理法の遵守、廃棄物の適正処理は廃棄物 を処理する上での前提であり、引き続き廃棄物処理法 の適正な執行に努めてまいります。</p>
---	---